

平成30年8月から

70歳以上の皆さまの 高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成30年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が下表のとおり変わります。
皆さまのご理解をお願いいたします。

○高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

【平成30年7月まで】

所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	課税所得145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回44,400円〉※2
一般	課税所得145万円未満の方(※1)	12,000円	57,600円 〈多数回44,400円〉※2
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

【平成30年8月から】

所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	現役Ⅲ (課税所得690万円以上の方)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回140,100円〉※2	
	現役Ⅱ (課税所得380万円以上の方)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数回93,000円〉※2	
	現役Ⅰ (課税所得145万円以上の方)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回44,400円〉※2	
一般	課税所得145万円未満の方(※1)	18,000円	57,600円 〈多数回44,400円〉※2
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 国民健康保険・後期高齢者医療担当 ☎79-2113
秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎018-853-7155